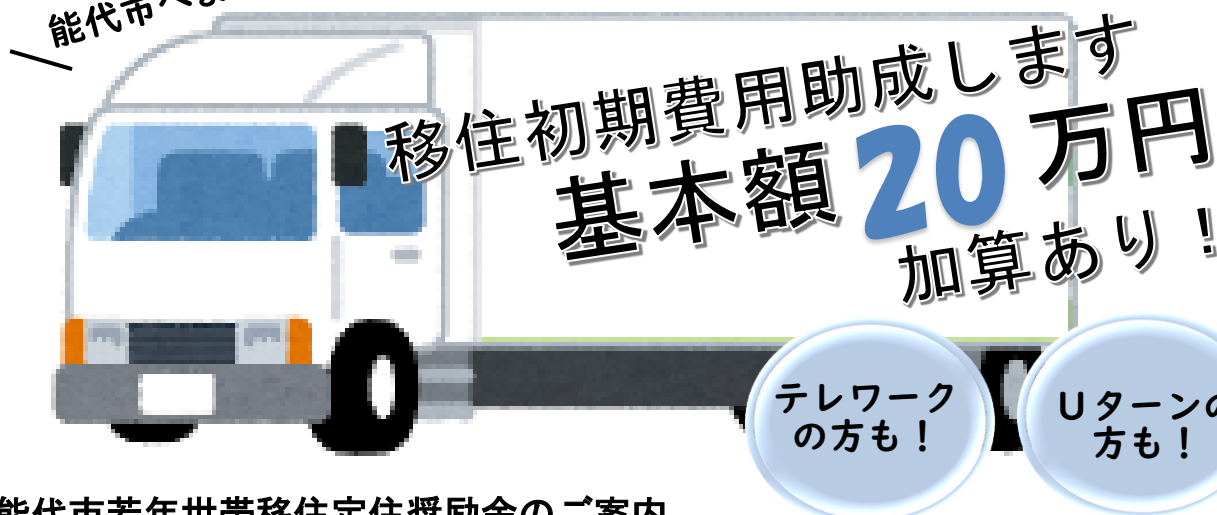


／能代市へようこそ！／



能代市若年世帯移住定住奨励金のご案内

県外から能代市に「移住」し、「就労」する若年世帯に家財の引越費用や暖房器具、除雪用具、スタッドレスタイヤ等の購入費用などを助成します



●対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 転入前に1年以上継続して県外に居住し、定住を目的に能代市に転入した方
- (2) 転入日の満年齢が45歳未満の方
- (3) 転入後に就労する方（雇用関係の有無によらず対象となります）
- (4) その他
 - ・市の移住定住施策に協力できること
 - ・転入の理由が、転勤、就学等の一時的なものでないこと
 - ・世帯の構成員の公務員就職に伴う転入でないこと（会計年度任用職員を除く）
 - ・本奨励金と同趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと など

●申請期限

転入日から12カ月以内

（書類の確認に時間を要する場合があります。余裕を持って申請してください。）

【能代市移住定住相談窓口 のしろ暮らし】

〒016-0121 秋田県能代市鰯渚字古屋布1番
イオンタウン能代内 中央入口付近

電話 0185-74-6767 / FAX 0185-58-5100

Eメール iju@city.noshiro.lg.jp

L I N E @noshiroclass

事前に相談
ください

※能代市役所 第一庁舎 1F 総合政策課内でもご案内しています。

- 補助金額
- | | |
|----|--------------------------------------|
| 基本 | 上限20万円（千円未満切捨て） |
| 加算 | ・18歳未満の子1人につき、5万円
・テレワークを行う場合、5万円 |

●対象経費

支払い日が①転入日の3カ月以降、②～⑥は転入日の前1カ月以降のものが対象

①家財の引越費用

県外から市内への引越に要する家財の運送費用及び荷造り、設置等のサービス費用

②暖房機器の購入費用

暖房機器類の購入費用及び設置に要した工賃・サービス費用

※灯油ポンプや乾電池等の消耗品は対象外



③テレワークに係る整備費用

テレワークに係る情報通信設備の整備に要した工賃・サービス費用、パソコン等機器購入費用

※プリンタ等に係る消耗品は対象外

④パーパードライバー講習費用

自動車教習所でのパーパードライバー講習に直接要した経費



⑤自動車冬季用備品購入費用

スタッドレスタイヤ、ホイール、スノーワイパー又はスノーブラシの購入費用及び取付費用

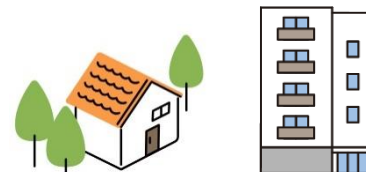
※交付対象者又は交付対象者と同時に転入し、世帯を一にする者が所有する自家用自動車に限る

⑥除雪用具等購入費用

自宅で使用するスノーダンプ、除雪機その他の除雪用具・機具類の購入費用

●申請に必要な書類 ※郵送可

1. 能代市若年世帯移住定住奨励金交付申請書（様式第1号）
2. 同意書兼確認書（様式第2号）
3. 戸籍の附票
4. 発行から1カ月以内の住民票（世帯全員）の写し
5. 雇用通知書や在籍証明書、事業開始届、委託契約書等の就労することを証する書類（コピー可・概ね6か月以上の雇用期間が書いてあるもの）
6. 領収証及び明細書等
7. 上記②の場合、購入物品の画像データ等
上記③の場合、企業が発行する証明書等テレワークを行っていることを証明する書類
上記⑤の場合、車検証のコピー
8. 通帳のコピー等、奨励金の振込先（口座）を確認できるもの
9. 上記のほか、特に必要と認められる書類



U-45はこのほかにも！

住宅の取得、賃貸住宅の費用について「能代市若年世帯すまい補助金」もありますので、ご利用ください！